

秋田市公文書管理条例概要・公文書等の管理に関する法律対照表

秋田市公文書管理条例概要	公文書等の管理に関する法律
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 公文書の管理</p> <p>    第1節 文書の作成（第4条）</p> <p>    第2節 公文書の整理等（第5条－第10条）</p> <p>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等（第14条－第27条）</p> <p>第5章 秋田市公文書管理委員会（第28条－第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条－第36条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第20条 （略）</p> <p>第21条関係（不服申立ておよび公文書管理委員会への諮問）</p> <p>（1）利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができること。</p> <p>（2）市長は、不服申立てがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。</p> <p>ア 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>イ 異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決で、不服申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し、又は変更し、当</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 行政文書の管理</p> <p>    第1節 文書の作成（第4条）</p> <p>    第2節 行政文書の整理等（第5条－第10条）</p> <p>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等（第14条－第27条）</p> <p>第5章 公文書管理委員会（第28条－第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条－第34条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第20条 （略）</p> <p>（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）</p> <p>第21条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。</p> <p>（1）異議申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2）決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させ</p>

該不服申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき（当該不服申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。）。

#### 第22条関係（情報公開条例の準用）

次の規定は、情報公開条例の規定を準用することとし、この場合における必要な読替規定を置くもの。

準用する規定の概要は次のとおりである。

- (1) 市長は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
  - ア 不服申立人および参加人
  - イ 利用請求者（不服申立人又は参加人である場合を除く。）
  - ウ 当該不服申立てに係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (2) 第18条の(4)の規定（2週間の期間を置く規定および必要事項の通知の規定）は、次のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。
  - ア 利用決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
  - イ 不服申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等の利用に反対の意思を表示している場合に限る。）
- (3) 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。（この場合においては、何人も、公文書管理委員会に対し、その提示された特定

ることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第22条 独立行政法人等情報公開法第19条及び第20条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条から第16条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第19条中「前条第2項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第21条第2項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第15条第1項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第2号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第16条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同条第3号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第18条第4項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第20条中「第14条第3項」とあるのは「公文書管理法第18条第4項」と、同条第1号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第2号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条から第16条までの規

歴史公文書等の開示を求めることができない。) )

- (4) 市長は、(3)の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- (5) 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を公文書管理委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。
- (6) (3)および(5)に定めるもののほか、公文書管理委員会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は市長等（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- (7) 公文書管理委員会は、不服申立人等から申立てがあったときは、必要でないときを除き、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- (8) 口頭による意見の陳述を行う場合は、不服申立人又は参加人は、公文書管理委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- (9) 不服申立人等は、公文書管理委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、公文書管理委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- (10) 公文書管理委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、提示された特定歴史公文書等を閲覧させ、調査をさせ、又は不服申立人等の意見の陳述を聴か

定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第9条第1項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第21条第2項の規定により諮問をした公文書管理法第15条第1項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第3項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第4項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第10条から第13条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第10条第2項及び第16条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第12条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

せることができる。

- (11) 不服申立人等は、公文書管理委員会に対し、提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、公文書管理委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- (12) 公文書管理委員会は、(11)による閲覧について、日時および場所を指定することができる。
- (13) 公文書管理委員会の行う不服申立てがあつた場合に受ける諮問に係る不服申立ての調査審議の手続は、公開しない。
- (14) 公文書管理委員会は、公文書管理委員会の行う不服申立てがあつた場合に受ける諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第23条～第27条 (略)

## 第5章 秋田市公文書管理委員会

第28条関係 (公文書管理委員会の設置)

- (1) 市に、条例に基づく諮問に応じて調査審議を行うため、公文書管理委員会を置く。
- (2) 公文書管理委員会は、(1)のほか、公文書等の管理に関する重要な事項について、市長又は実施機関に意見を述べることができる。
- (3) 公文書管理委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- (4) 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- (5) 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は

第23条～第27条 (略)

## 第5章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第28条 内閣府に、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

前任者の残任期間とする（再任は妨げない。）。

(6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない（その職を退いた後も同様）。

(7) この条例に規定するもののほか、公文書管理委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第29条関係（公文書管理委員会への諮問）

(1) 市長が諮問を必要とする事項は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる内容に関する規則等の制定又は改廃の立案をするとき。

公文書ファイルの整理・公文書ファイルの処理手続、公文書ファイル管理簿の記載事項等、公文書管理規則に規定すべき事項、法人文書ファイル・法人文書ファイル管理簿の処理手続等、特定歴史公文書等の目録の処理手順・記載事項等、本人情報の利用請求時の本人確認の方法、第三者に対し認める意見書の記載事項等、電磁的記録による特定歴史公文書等の利用方法、費用負担の細目その他必要な事項

イ 次に掲げる事項について、その答申を受けようとするとき。

実施機関が、保存期間の満了した公文書を廃棄しようとするとき（市長が協議を行う上で、特別その必要があると認めるとき）、公文書管理規則を設定しようとするとき、市長が特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき又は特定歴史公文書等の利用等規則を設定しようとするとき。

(2) 市長は、公文書管理委員会の答申等について尊重しなければならないものとする。

4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（委員会への諮問）

第29条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

(1) 第2条第1項第4号若しくは第5号、第3項第2号、第4項第3号若しくは第5項第3号若しくは第4号、第5条第1項若しくは第3項から第5項まで、第7条、第10条第2項第7号、第11条第2項から第4項まで、第15条第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで、第19条又は第20条第1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(2) 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

(3) 第31条の規定による勧告をしようとするとき。

（資料の提出等の求め）

第30条関係（資料の提出等の求め）

公文書管理委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、市長又は実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるもの

第6章 雑則

第31条関係（意識の高揚を図るための施策の実施）

市長は、この条例の趣旨にのっとり、適正かつ永続的な公文書等の管理を行うため、特定の期間および事項を定め、職員の公文書等の管理に関する意識の高揚を図るための施策を実施するものとする。

第32条関係（研修）

- (1) 実施機関および地方独立行政法人は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うもの
- (2) 市長は、実施機関および地方独立行政法人の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存および移管を確保するために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うもの

第33条関係（組織の見直しに伴う公文書等の適正

第30条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第6章 雑則

（内閣総理大臣の勧告）

第31条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（研修）

第32条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置）

第33条 行政機関の長は、当該行政機関について

な管理のための措置)

- (1) 実施機関は、当該実施機関について統廃合等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統廃合等の組織の見直し後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならないこと。
- (2) 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直し後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならないこと。

#### 第34条関係（公的団体の文書管理）

市長は、公的団体に対し、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、およびこれを実施するよう指導するもの

#### 第35条関係（制度の周知）

市民がこの条例の趣旨にのっとり、適正かつ有効に特定歴史公文書等を利用できるようにするため、随時、この条例の規定による制度の目的、利用方法等について、広報あきた、日刊紙、インターネットの利用その他方法により、広く周知を図ることとするもの

#### 第36条関係（委任）

この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めることとするもの

#### 附 則

#### 第1項（施行期日）

この条例は、平成26年4月1日から施行することとするもの。ただし、公文書管理委員会に関する規定は、平成25年4月1日から施行する

統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体の文書管理）

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

こととするもの

## 第2項（経過措置）

- (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に完結した永年保存の公文書等であって、施行日以後にその保存期間が30年を経過するものについては、特定歴史公文書等として取り扱うこと。
- (2) 永年保存の公文書等（(1)の適用を受けるものを除く。）および施行日前に完結した永年保存以外の公文書等であって、施行日以後にその保存期間が満了することとなるものについては、公文書ファイル管理簿の作成を要しないこととすること。
- (3) 市長は、(1)により特定歴史公文書等となったものの第15条で定める目録の作成は、相当の期間を要する場合等においては、当分の間、作成を行わないこととすることができること。
- (4) 施行日において、特定歴史公文書等とみなされたものに関し別に定めるところにより閲覧の用に供するために既に調整された目録については、第15条の規定により作成された目録とみなすことができること。

一 次項、次条、附則第四条第二項及び第三項、第十三条並びに第二十二條の規定 公布の日

（特定歴史公文書等に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置）

第3条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

第4条～第12条 （略）

第3項（検討）

市は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況を勘案しながら、公文書および法人文書の範囲、歴史的公文書等の保存および利用等その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするもの

（検討）

第13条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。